

代表者会議事項書

令和 7年 5月 13日

議会運営委員会室

1 役員選出について（資料 1）

（1）行政部門別常任委員会について（資料 2・資料 3）

ア 行政部門別常任委員会の定数及び配分について

（2）議会運営委員会について（資料 3・資料 4）

ア 議会運営委員会の定数及び配分について

（3）予算決算常任委員会について（資料 2・資料 3）

ア 予算決算常任委員会の定数について

イ 予算決算常任委員会理事の定数及び配分について

（4）特別委員会について（資料 5）

ア 特別委員会の名称及び所管事項について

イ 特別委員会の所属委員の考え方について

ウ 特別委員会の定数について

エ 特別委員会委員の配分について

（5）議長・副議長の選出について（資料 6・資料 7）

（6）各種充て職役員・委員への就任について（資料 8）

（7）各種役員の選出について（資料 9～14）

ア 行政部門別常任委員会正副委員長の選出方法及び配分について

イ 予算決算常任委員会正副委員長の選出方法及び配分について

ウ 議会運営委員会正副委員長の選出方法及び配分について

エ 特別委員会正副委員長の選出方法及び配分について

オ 監査委員の配分について

カ 四日市港管理組合議会議員の選出方法及び配分について

キ 各種審議会委員の配分について

ク 広聴広報会議委員及び議会改革推進会議役員の定数及び配分について

2 その他

（1）次回の開催について

役員の配分等に関する規定、考え方

役員名等	配分等に関する規定、考え方	備考
行政部門別常任委員会	行政部門別常任委員会の委員長についての申合せ事項 行政部門別常任委員会の委員長は、過去に当該委員会に所属したことがある委員等を充てるように努める。 ただし、過去に行政部門別常任委員会の委員長を務めた者はこの限りでない。	
予算決算常任委員会	※毎年確認 議長を除く全議員で構成 ※予算決算常任委員長と四日市港管理組合議会議長を2大会派で分ける事例が多い。	
議会運営委員会	議会運営委員会内規 ・5名以上の所属議員を有する団体（以下「会派」という。）が、その会派の所属議員のうちから選出する。 ・各会派が選出する委員の数は、会派の所属議員数の比率を基準とする。 ・4名以下の所属議員を有する団体（以下「少数会派」という。）のうち、2名以上の所属議員を有する少数会派は、本委員会の同意を得て1名の委員を選出できるものとする。 ※毎年確認 会派代表の委員就任。委員長は議長会派、副委員長はそれ以外の5人以上の会派より選出。	
予決委員会理事	予算決算常任委員会運営要領 理事は、議会運営委員会の委員のうちから委員長が指名する。 ただし、委員長が必要と認める理事の数が指名可能な議会運営委員会の委員の数を上回る場合は、その上回る数に限り、委員長は、委員会の委員のうちから、理事を指名することができる。	
特別委員会	特別委員会の設置等について 特別委員会の委員定数、所属委員数等については、設置の目的に沿って、各会派の議員数を十分考慮した上で、その都度、協議調整して定めるものとする。 ※毎年確認 正副議長は特別委員会に所属しない。 ※委員長は設置を提案した会派から選出する事例が多い。	
正副議長	役員選出申し合わせ事項 正副議長の選出については立候補制とし、重複立候補は認めない。	
各種充て職・委員	正副議長及び常任委員長、委員によるものは委員会で選出	
監査委員	監査委員である議員の議会役員就任についての申合せ事項 監査委員である議員については、常任委員会委員及び特別委員会委員以外の議会の各種役員に就任しないこととする。 ※議員選出監査委員については、当分の間、人数は2名、任期は1年という取扱いを続けることとしている。 ※2大会派から1名ずつ選出する事例が多い。 ※四港監査委員を選出（四日市市と2年ごとに交互に選出）する際は、四港議長会派以外の会派から選出する事例が多い。	四港監査委員はR6～7年度は四日市市から選出
四港議員	特になし（在任期間に関する申し合わせあり。） ※四日市港管理組合議会議長と予算決算常任委員長を2大会派で分ける事例が多い。	
各種審議会委員	特になし	
広聴広報会議委員	※少数会派は、広聴広報会議委員と議会改革推進会議役員のいずれかに所属している事例が多い。	
議会改革推進会議役員	※少数会派は、議会改革推進会議役員と広聴広報会議委員のいずれかに所属している事例が多い。	

令和7年度各種役員選出等資料

(1) 各種役員選出の流れ	-----	4
(2) 令和7年度各種役員定数及び会派別配分表	-----	5
(3) 附属参考資料		
①各種役員選出根拠	-----	6
②会派別配分基準表	-----	7
(4) 過去の役員選出等資料【令和6年度】		
①各種役員定数及び会派別選出数	-----	10
②正副委員長等の選出結果	-----	11
③令和6年度の選出結果	-----	12

(1) 各種役員選出の流れ (5月13日～15日)

役員名等	第1段階	第2段階	第3段階	最終段階
行政部門別常任委員会	委員の会派別配分 定数決定		正副委員長の選出方法・ 正副委員長の会派別配分	名簿の提出
予算決算常任委員会	定数決定	(委員の会派別配分)	正副委員長の選出方法・ 正副委員長の会派別配分	名簿の提出
議会運営委員会	定数決定	委員の会派別配分	正副委員長の選出方法・ 正副委員長の会派別配分	名簿の提出
予決委員会理事	定数決定	理事の会派別配分		名簿の提出
特別委員会	設置する委員会の名称及び所管事項 ※ 所属委員の考え方 定数決定	委員の会派別配分	正副委員長の選出方法・ 正副委員長の会派別配分	名簿の提出
正副議長	申し合わせ事項の取扱い	所信表明会座長の選任 所信表明会の開催		
各種充て職・委員	就任及び選出方法			
監査委員		委員の会派別配分		名簿の提出
四港議員		議員の選出方法・配分	議長の配分	名簿の提出
各種審議会委員		委員の会派別配分		名簿の提出
広聴広報会議委員	定数決定	委員の会派別配分		名簿の提出
議会改革推進会議役員		役員の役職別・会派別配分		名簿の提出

※特別委員会の名称及び所管事項は、5月9日から協議

(2) 令和7年度各種役員定数及び会派別配分表

令和7年5月1日時点

役職名	会派別		新政みえ	自由民主党	自民党県議団	草莽	公明党	日本共産党	備考
	6年度定数	7年度定数	19	15	5	3	2	1	45
常任委員	総務地域連携交通常任委員	8							
	政策企画雇用経済観光常任委員	8							
	環境生活農林水産常任委員	8							
	医療保健子ども福祉病院常任委員	8 (1)							
	防災県土整備企業常任委員	8 (1)							
	教育警察常任委員	8 (2)							
	小計	48 (4)							
	予算決算常任委員(別枠)	47 (3)							
	理事会(正副委員長除く)	7							
特別委員会	伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員	10							
	(6)ワンヘルス推進調査特別委員	10							
	計	20							
議会運営委員	9								
監査委員	2								
四日市港管理組合議会議員	3 2(在職2年) 1(在職1年)	3 2(在職2年) 1(在職1年)							
環境審議会委員	3	3							
都市計画審議会委員	6	6							
広聴広報会議委員(座長を除く)	9							副議長含む11人以内	
議会改革推進会議役員	11【2年目】							任期2年	

※()内の数値は欠員数

(3) 附属参考資料

① 各種役員選出根拠

役 職 名	設 置 根 拠 法 令 等	選 出 数	構 成 委 員 数	備 考
議 長	地方自治法第103条	1		
副 議 長	地方自治法第103条	1		
監 査 委 員	地方自治法第195条、第196条	2	議員から選任する監査委員の数：2人又は1人 (監査委員の全体定数は4人)	
四日市港管理組合議会議員	四日市港管理組合同規約第6条	5	県議会議員5人 市議会議員4人	県議会議員5人のうち、2人は在任期間2年、3人は在任期間1年 ※三重県議会一般選挙後4年目において選出する3人については在任期間1年。
議会運営委員会委員	地方自治法第109条 委員会条例第1条			
常任委員会委員	地方自治法第109条 委員会条例第1条、第2条	48		
特別委員会委員	地方自治法第109条 委員会条例第4条			
環境審議会委員	環境基本法第43条 環境審議会条例第2条、第3条	3	県議会議員 学識経験者 行政機関職員 計30人以内	
都市計画審議会委員	都市計画法第77条 都市計画審議会条例第2条	6	県議会議員 6人以内	
広聴広報会議委員	会議規則第103条別表 広聴広報会議規程第3条		副議長及び会派から選出する議員 委員11人以内	副議長が座長
議会改革推進会議役員	三重県議会基本条例第22条 議会改革推進会議規約第4条		会長：1人 副会長：2人 幹事長：1人 幹事：若干名 監事：2名	任期2年

② 会派別配分基準表 (その1)

人員	新 政 み え		自 由 民 主 党		自 民 党 県 議 団		草 莽		公 明 党		日 本 共 産 党	
	会派 人数	19	会派 人数	15	会派 人数	5	会派 人数	3	会派 人数	2	会派 人数	1
	配分式	19 ÷ 45	配分式	15 ÷ 45	配分式	5 ÷ 45	配分式	3 ÷ 45	配分式	2 ÷ 45	配分式	1 ÷ 45
	配分率	0.4222222	配分率	0.3333333	配分率	0.1111111	配分率	0.0666667	配分率	0.0444444	配分率	0.0222222
2	1	0.8444	1	0.6667		0.2222		0.1333		0.0889		0.0444
3	1	1.2667	1	1.0000	1	0.3333		0.2000		0.1333		0.0667
4	2	1.6889	1	1.3333	1	0.4444		0.2667		0.1778		0.0889
5	2	2.1111	2	1.6667	1	0.5556		0.3333		0.2222		0.1111
6	3	2.5333	2	2.0000	1	0.6667		0.4000		0.2667		0.1333
7	3	2.9556	2	2.3333	1	0.7778	1	0.4667		0.3111		0.1556
8	3	3.3778	3	2.6667	1	0.8889	1	0.5333		0.3556		0.1778
9	4	3.8000	3	3.0000	1	1.0000	1	0.6000		0.4000		0.2000
10	4	4.2222	3	3.3333	1	1.1111	1	0.6667	1	0.4444		0.2222
11	5	4.6444	4	3.6667	1	1.2222	1	0.7333		0.4889		0.2444
12	5	5.0667	4	4.0000	1	1.3333	1	0.8000	1	0.5333		0.2667
13	6	5.4889	4	4.3333	1	1.4444	1	0.8667	1	0.5778		0.2889
14	6	5.9111	5	4.6667	1	1.5556	1	0.9333	1	0.6222		0.3111
15	6	6.3333	5	5.0000	2	1.6667	1	1.0000	1	0.6667		0.3333
16	7	6.7556	5	5.3333	2	1.7778	1	1.0667	1	0.7111		0.3556
17	7	7.1778	6	5.6667	2	1.8889	1	1.1333	1	0.7556		0.3778
18	8	7.6000	6	6.0000	2	2.0000	1	1.2000	1	0.8000		0.4000
19	8	8.0222	6	6.3333	2	2.1111	1	1.2667	1	0.8444	1	0.4222
20	8※	8.4444	7	6.6667	2	2.2222	1	1.3333	1	0.8889	0※	0.4444
45	19	19.0000	15	15.0000	5	5.0000	3	3.0000	2	2.0000	1	1.0000

※は、小数点以下の配分率が同じであり、いずれかに1が配分できる。

② 会派別配分基準表（その2）〔議会運営委員会、代表者会議〕

人員	新政みえ		自由民主党		自民党県議団	
	会派人数	19	会派人数	15	会派人数	5
	配分式	19 ÷ 39	配分式	15 ÷ 39	配分式	5 ÷ 39
	配分率	0.487179	配分率	0.384615	配分率	0.128205
4	2	1.9487	2	1.5385		0.5128
5	2	2.4359	2	1.9231	1	0.6410
6	3	2.9231	2	2.3077	1	0.7692
7	3	3.4103	3	2.6923	1	0.8974
8	4	3.8974	3	3.0769	1	1.0256
9	4	4.3846	4	3.4615	1	1.1538
10	5	4.8718	4	3.8462	1	1.2821
11	5	5.3590	4	4.2308	2	1.4103
12	6	5.8462	5	4.6154	1	1.5385
13	6	6.3333	5	5.0000	2	1.6667
14	7	6.8205	5	5.3846	2	1.7949
15	7	7.3077	6	5.7692	2	1.9231

[参考]

会派別配分基準表(ドント方式)

割る数	19 新政みえ	15 自由民主党	5 自民党 県議団	3 草莽	2 公明党	1 日本共産党										
	順位	順位	順位	順位	順位	順位										
1	1	19.000	2	15.000	6 ※	5.000	12 ※	3.000	20	2.000	40 ※	1.000				
2	3	9.500	4	7.500	15 ※	2.500	27 ※	1.500	40 ※	1.000						
3	5	6.333	6 ※	5.000	24 ※	1.667	40 ※	1.000								
4	8	4.750	10	3.750	33 ※	1.250										
5	9	3.800	12 ※	3.000	40 ※	1.000										
6	11	3.167	15 ※	2.500												
7	14	2.714	18	2.143												
8	17	2.375	22	1.875												
9	19	2.111	24 ※	1.667												
10	21	1.900	27 ※	1.500												
11	23	1.727	30	1.364												
12	26	1.583	33 ※	1.250												
13	29	1.462	36	1.154												
14	31	1.357	38	1.071												
15	32	1.267	40 ※	1.000												
16	35	1.188														
17	37	1.118														
18	39	1.056														
19	40 ※	1.000														

※は、同数あり

(4) 過去の役員選出等資料【令和5年度～令和8年度】

令和7年5月1日時点

① 各種役員定数及び会派別選出数

役職名	会派別 年度		定数 ()内は欠員数				新政みえ				自由民主党				自民党県議団				草莽				公明党				草の根運動 いが				日本共産党				備考											
	5	6	7	8	5	6	7	8	5	6	7	8	5	6	7	8	5	6	7	8	5	6	7	8	5	6	7	8	5	6	7	8														
常任委員 会	総務地域連携交通	8	8			4	3			3	3							1	1																			1								
	政策企画雇用経済観光	8	8			4	3			3	4											1	1																							
	環境生活農林水産	8	8			3	3			3	4							1					1			1																				
	医療保健子ども福祉病院	8	8 ⁽¹⁾			4	3			3	3								1															1												
	防災県土整備企業	8 ⁽¹⁾	8 ⁽¹⁾			3	3			4	3							1	1																											
	教育警察	8	8 ⁽²⁾			3	3			3	3							1				1																								
	計	48 ⁽¹⁾	48 ⁽⁴⁾			21	18			19	20							4	3			2	2			1								1	1											
	予算決算	47	47 ⁽³⁾			21	18			18	20							4	3			2	2			1								1	1											
	理事 (正副委員長を除く)	7	7			3	3			3	3							1	1																											
特別委員会	(5)食料自給総合対策調査	12				5				4								1				1												1												
	(6)伊勢茶の振興に関する条例策定調査		10				5				4								1																											
	(6)ワンヘルス推進調査		10				4				4								1					1																						
	計	12	20			5	9			4	8							1	2			1	1											1												
議会運営委員	8	9			4	4			3	4							1	1																												
監査委員	2	2			1	1			1	1																																				
四日市港管理組合議会議員	5	5			2	2			2	3							1																													
環境審議会委員	3	3			1	1			1	1												1											1													
都市計画審議会委員	6	6			2	2			2	2							1	1			1																1									
広聴広報会議委員 (座長(副議長)を除く)	9	9			4	4			3	3							1	1															1	1												
議会改革推進会議役員	12	11			5				5																1				1																	

四港議員
は2年任
期の者
を含む

② 正副委員長等の選出結果 (◎委員長等、○副委員長等)

役職名	会派別 年度				新政みえ				自由民主党				自民党県議団				草莽				公明党				草の根運動 いが				日本共産党				備考	
	5	6	7	8	5	6	7	8	5	6	7	8	5	6	7	8	5	6	7	8	5	6	7	8	5	6	7	8	5	6	7	8		
常任委員	総務地域連携交通	◎	○				◎																											
	政策企画雇用経済観光	◎	○			○	◎																											
	環境生活農林水産	○	◎			◎	○																											
	子ども療育保健福祉病院	◎	○			○	◎																											
	防災県土整備企業	○	◎			◎	○																											
	教育警察	○	◎				○											◎																
	予算決算	○	◎			◎	○																											
特別委員会	(5)食料自給総合対策調査	◎				○																												
	(6)伊勢茶の振興に関する条例策定調査		◎				○																											
	(6)ワンヘルス推進調査		○				◎																											
議会運営委員会	○	◎			◎	○																												
監査委員	◎	◎			※◎	◎																											会派配分 ※四港監査	
四日市港管理組合議会	◎					◎																											議長	
議会改革推進会議役員	◎◎				○																												会長 副会長	

③ 令和6年度の選出結果

※令和6年度中に辞職又は退職された議員及び辞任された委員を除く。

議長・副議長・監査委員・四日市港管理組合議会議員・議会運営委員・予算決算常任委員会 (◎委員長 ○副委員長 ☆四港議長 ◇四港監査)

会派	委員会等(定数)	議長	副議長	監査委員 (2名)	四日市港管理組合議会議員 (3名)	議会運営委員 (9名)	予算決算常任委員会 正副委員長及び理事(7名)
自由民主党			1名	1名	2名	4名	3名(理事)
			小林 正人	山崎 博	松浦 慶子(1年) 谷川 孝栄(2年)	野村 保夫 ○田中 祐治 村林 聡 服部 富男	○野村 保夫 (理事) 田中 祐治 村林 聡 服部 富男
新政みえ	1名			1名	1名	4名	3名(理事)
	稲垣 昭義			平畑 武	芳野 正英(2年)	◎田中 智也 藤根 正典 杉本 熊野 藤田 宜三	◎藤田 宜三 (理事) 田中 智也 藤根 正典 杉本 熊野
草莽						1名	1名(理事)
						倉本 崇弘	倉本 崇弘
公明党							
日本共産党							

常任委員

(◎委員長 ○副委員長)

委員会名(定数)	総務地域連携交通 (8名)	政策企画雇用経済観光 (8名)	環境生活農林水産 (8名)	医療保健子ども福祉病院 (8名)(欠員1)	防災県土整備企業 (8名)(欠員1)	教育警察 (8名)(欠員2)
会派	3名	4名	4名	3名	3名	3名
自由民主党	山崎 博 ◎野村 保夫 山本 教和	◎石垣 智矢 谷川 孝栄 小林 正人 中森 博文	○辻内 裕也 田中 祐治 野口 正 西場 信行	◎石田 成生 津田 健児 中嶋 年規	○龍神 啓介 村林 聡 中川 正美	○松浦 慶子 服部 富男 青木 謙順
新政みえ	3名	3名	3名	3名	3名	3名
	○芳野 正英 森野 真治 三谷 哲央	○世古 明 平畑 武 舟橋 裕幸	川口 円 ◎廣 耕太郎 藤根 正典	○伊藤 雅慶 田中 智也 杉本 熊野	◎中瀬 信之 中瀬古初美 日沖 正信	荊原 広樹 ◎喜田 健児 藤田 宜三
草 莽	1名			1名	1名	
	倉本 崇弘			東 豊	長田 隆尚	
公 明 党		1名	1名			
		山内 道明	今井 智広			
日 本 共 産 党	1名					
	吉田 紋華					

特別委員

(◎委員長 ○副委員長)

会派 \ 委員会名 (定数)	伊勢茶の振興に関する条例 策定調査特別委員会 (10名)	ワンヘルス推進調査特別委員会 (10名)
自由民主党	4名 辻内裕也 村林聡 ◎津田健児 山本教和	4名 龍神啓介 松浦慶子 ◎服部富男 西場信行
新政みえ	5名 世古明 中瀬信之 ◎中瀬古初美 杉本熊野 舟橋裕幸	4名 ○荊原広樹 伊藤雅慶 廣耕太郎 三谷哲央
草莽	1名 長田隆尚	1名 倉本崇弘
公明党		1名 山内道明
日本共産党		

環境審議会委員・都市計画審議会委員・広聴広報会議委員・議会改革推進会議役員

審議会等 (定数)	環境審議会 (3名)	都市計画審議会 (6名)	広聴広報会議 (9名)	議会改革推進会議 (11名)
会派	1名	2名	3名	5名
自由民主党	石田成生	石垣智矢 中嶋年規	龍神啓介 辻内裕也 松浦慶子	(副会長1名)：中嶋年規 (幹事長1名)：村林聡 (幹事2名)：石垣智矢 野村保夫 (監事1名)：龍神啓介
新政みえ	1名	2名	4名	5名
	伊藤雅慶	荊原広樹 世古明	荊原広樹 伊藤雅慶 芳野正英 藤根正典	(会長1名)：三谷哲央 (副会長1名)：森野真治 (幹事2名)：廣耕太郎 藤根正典 (監事1名)：平畑武
草莽		1名	1名	
		長田隆尚	東豊	
公明党	1名			1名
	山内道明			(幹事1名)：今井智広
日本共産党		1名	1名	
		吉田紋華	吉田紋華	

令和7年度 特別委員会(案)について

会派名	名 称	所 管 事 項 (調 査 内 容)
新政みえ	美し三重の海再生調査特別委員会	水産業を取り巻く環境は、漁業従事者の減少及び高齢化に加え、気候変動による海洋環境の変化、水産資源の減少等の影響もあり、年々きびしさを増している。「きれいさ」と「豊かさ」が調和した三重の海を取り戻すために必要な対策について調査する。
自由 民主党	豊かで美しい海づくり調査特別委員会	全国豊かな海づくり大会を契機に、伊勢湾や熊野灘沿岸海域が水産業にとって豊かな海域となるための施策とともに、景観や水質を含む美しさを高めるための施策について海域・陸域の両面から調査・検討を行う。 具体的な調査項目 ①伊勢湾の水質総量規制の在り方及び三重県沿岸域の水質の在り方について ②熊野灘沿岸海域における漁場づくり ③磯やけの原因と対策 ④海業の振興を含め観光資源としての海域の活用方策 ⑤豊かな海づくりに資する森林の適切な管理の在り方
	SNS安全利用調査特別委員会	利用者数の多いLINE、YouTube、X(旧Twitter)、Instagram、TikTok、Facebookを代表とするSNSについて、それぞれの特長や問題点を明らかにし、健全な活用方針や使用にあたっての注意事項をとりまとめ、必要に応じて規制の在り方やデジタルディバイド解消のための支援策について調査・検討を行う。
自民党 県議団		
草莽	—	—
公明党	—	—
日本 共産党	人口減少対策とジェンダーギャップ解消調査特別委員会	・若年層の人口県外流出とジェンダーギャップの関連について ・周産期を支える施設や施策の充実について ・困難を抱える女性支援、女性相談について

特別委員会の設置等について

平成 21 年 5 月 8 日 代表者会議決定
平成 22 年 3 月 12 日 代表者会議改正
平成 23 年 5 月 9 日 各派世話人会改正

特別委員会について、その機能が十分に発揮されるよう、設置運営等に関して、次のように取り扱う。

1 設置

特別委員会の設置については、必要が生じた都度、代表者会議において設置の可否につき協議、検討を行った上で設置するものとする。

設置期間については、目標とする調査期間をあらかじめ設定し、調査終了後、速やかに廃止するものとする。

2 調査事項等

特別委員会の調査事項は、重要かつ緊急性の高い県政課題等とし、あらかじめ常任委員会の所管事項との関係を明確に整理、調整した上で、目的達成型の特別委員会となるよう課題を絞って調査を行うものとする。

3 委員定数・所属委員

特別委員会の委員定数、所属委員等については、設置の目的に沿って、各会派の議員数を十分考慮した上で、その都度、協議調整して定めるものとする。

4 県内外調査

特別委員会の調査の目的を達成するため、原則として、県内調査については、日帰り調査を適宜、県外調査については、1泊2日以内の行程で1回実施することができるものとする。

5 調査結果

調査結果については、特別委員長報告に加え、課題解決に向けての政策提言を行うなど、多様な活用を図るものとする。

平成23年度以降の特別委員会設置状況

※()内は定数

H23	H24	H25	H26
東日本大震災に関する 復旧・復興支援調査 特別委員会(13)	スポーツ振興対策調査 特別委員会(9)	新エネルギー等活用調査 特別委員会(9)	障がい者雇用促進調査 特別委員会(9)
	議員提出条例検証 特別委員会(9)	「実はそれ、ぜんぶ三重 なんです！」連携調査 特別委員会(9)	
	選挙区調査 特別委員会(13)	選挙区調査 特別委員会(13) < H24年度から継続 >	

H27	H28	H29	H30
人口減少対策調査 特別委員会(13)	子どもの貧困対策調査 特別委員会(9)	障がい者差別解消条例 策定調査特別委員会(13)	障がい者差別解消条例 策定調査特別委員会(13) < H29年度から継続 >
	サミットを契機とした 地域の総合力向上調査 特別委員会(9)	働き方改革調査 特別委員会(13)	
	選挙区調査 特別委員会(15)	選挙区調査 特別委員会(15) < H28年度から継続 >	

R元	R 2	R 3	R 4
外国人労働者支援調査 特別委員会(9)	差別解消を目指す条例検 討調査特別委員会(11)	差別解消を目指す条例検 討調査特別委員会(11) < R 2年度から継続 >	花や木で健やかな三重を つくる条例策定調査特別 委員会(11) < R 3年度から継続 >
		花や木で健やかな三重を つくる条例策定調査特別 委員会(11)	

R 5	R 6
食料自給総合対策調査特 別委員会(12)	伊勢茶の振興に関する条 例策定調査特別委員会 (10) < R 7年度に継続 >
	ワンヘルス推進調査特別 委員会(10)

常任委員会の定数について

令和7年4月30日現在

常任委員会名	所管事項	定数 (欠員)	備考
総務地域連携交通	○総務部、地域連携・交通部、出納局、議会事務局、監査委員、人事委員会、選挙管理委員会及び収用委員会の所管並びにこれらに関連すること ○他の常任委員会の所管に属しないこと	8	
政策企画雇用経済観光	○政策企画部、雇用経済部、観光部及び労働委員会の所管並びにこれらに関連すること	8	
環境生活農林水産	○環境生活部、農林水産部、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管並びにこれらに関連すること	8	
医療保健子ども福祉病院	○医療保健部、子ども・福祉部及び病院事業庁の所管並びにこれらに関連すること	8 (1)	
防災県土整備企業	○防災対策部、県土整備部及び企業庁の所管並びにこれらに関連すること	8 (1)	※欠員は議長
教育警察	○教育委員会及び公安委員会の所管並びにこれらに関連すること	8 (2)	
計		48 (4)	

常任委員会名	所管事項	定数 (欠員)	備考
予 算 決 算	○予算及びこれに関連すること ○決算及びこれに関連すること	47 (3)	

行政部門別常任委員会委員の会派別配分数と定数について (◎委員長、○副委員長)

	定数	欠員	選出 すべき 委員数 (実人員数)	配 分 数						備考
				新政 みえ	自由 民主党	自民党 県議団	草莽	公明党	日本 共産党	
総務地域 連携交通	R7									
	R6	8		○ 3	◎ 3		1		1	
政策企画 雇用経済観光	R7									
	R6	8		○ 3	◎ 4			1		
環境生活 農林水産	R7									
	R6	8		◎ 3	○ 4			1		
医療保健 子ども福祉 病院	R7									
	R6	8	1	○ 3	◎ 3		1			
防災県土 整備企業	R7									
	R6	8	1	◎ 4	○ 3		1			※欠員は議長
教育警察	R7									
	R6	8	2	◎ 3	○ 3					
合計	48	4								
所属議員(実人員)数			45	19	15	5	3	2	1	

- 定数合計は48ですので、定数8の委員会が6つ
- 新政みえについては、配分数4の委員会が1つ、配分数3の委員会が5つ
- 自由民主党については、配分数3の委員会が3つ、配分数2の委員会が3つ
- 自民党県議団については、配分数1の委員会が5つ
- その他の会派(計6人)については、配分数1の委員会が6つ

とすると、委員会間の委員数の偏りを抑えられます。

議会運営委員会委員の会派別配分数と定数について

	定数	配 分 数					
		新政 みえ	自由 民主党	自民党 県議団	草莽	公明党	日本 共産党
議会運営委員会	R7						
	R6	9	◎ 4	○ 4		1	
所属議員(実人員)数			19	15	5	3	2

予算決算常任委員会理事の会派別配分数と定数について

	定数	配 分 数					
		新政 みえ	自由 民主党	自民党 県議団	草莽	公明党	日本 共産党
予算決算常任委員会 理事会	R7						
	R6	7	3	3		1	
所属議員(実人員)数			19	15	5	3	2

議会運営委員会構成推移

改選年月	会 派 名	会派 構成人数	議運 内訳	定数	備 考
平成28年 5月	新政みえ	23	6	11	鷹山：3 公明党：2 能動：1 大志：1 草の根運動みえ：1
	自民党	18	4		
	日本共産党	2	1		
平成28年9月15日	新政みえ	21	5	10	鷹山：3 公明党：2 能動：1 大志：1 草の根運動いが：1
	自民党	18	4		
	日本共産党	2	1		
平成29年 5月	新政みえ	21	5	10	鷹山：3 公明党：2 能動：1 大志：1 草の根運動いが：1 青峰：1
	自民党	17	4		
	日本共産党	2	1		
平成30年 5月	新政みえ	18	5	11	自民党：4 公明党：2 日本共産党：2 大志：1 草の根運動いが：1 青峰：1
	自由民主党県議団	13	4		
	能動	3	1		
	鷹山	3	1		
平成31年1月17日	新政みえ	18	5	12	鷹山：3 公明党：2 大志：1 草の根運動いが：1 青峰：1
	自由民主党県議団	12	4		
	自民党	5	1		
	能動	3	1		
	日本共産党	2	1		
令和元年 5月	新政みえ	21	4	9	公明党：2 日本共産党：1 草の根運動いが：1
	自由民主党県議団	15	3		
	草莽	6	1		
	自民党	5	1		
令和2年 5月	新政みえ	21	4	9	公明党：2 日本共産党：1 草の根運動いが：1
	自由民主党県議団	15	3		
	草莽	6	1		
	自民党	5	1		
令和3年 5月	新政みえ	21	4	9	公明党：2 日本共産党：1 草の根運動いが：1
	自由民主党県議団	15	3		
	自民党	5	1		
	草莽	5	1		
令和3年 7月	新政みえ	21	4	9	公明党：2 日本共産党：1 草の根運動いが：1
	自由民主党	20	4		
	草莽	5	1		
令和4年 5月	新政みえ	20	4	9	公明党：2 日本共産党：1 草の根運動いが：1
	自由民主党	19	4		
	草莽	6	1		
令和5年 5月	新政みえ	21	4	8	公明党：2 草の根運動いが：1 日本共産党：1
	自由民主党	19	3		
	草莽	4	1		
令和6年 5月	新政みえ	21	4	8	公明党：2 草の根運動いが：1 日本共産党：1
	自由民主党	20	3		
	草莽	3	1		
令和6年10月	自由民主党	20	4	9	公明党：2 草の根運動いが：1 日本共産党：1
	新政みえ	20	4		
	草莽	3	1		
令和7年 3月	自由民主党	20	4	9	公明党：2 日本共産党：1
	新政みえ	19	4		
	草莽	3	1		

委員は、5名以上の所属議員を有する団体（以下「会派」という。）が、その会派の所属議員のうちから選出する。各会派が選出する委員の数は、会派の所属議員数の比率を基準とする。

（少数会派の取り扱い）

4名以下の所属議員を有する団体（以下「少数会派」という。）のうち、2名以上の所属議員を有する少数会派は前項の規定にかかわらず、本委員会の同意を得て1名の委員を選出できるものとする。その他の少数会派の議員は、委員会を傍聴し、委員長長の許可を得て発言することができる。

特別委員会委員の会派別配分数と定数について

特別 委員会	新たに 選出すべ き委員数 (定数)	配 分 数						
		新政 みえ	自由 民主党	自民党 県議団	草莽	公明党	日 本 共産党	
伊勢茶の振興に関する 条例策定調査特別委員 会	(10)	(5)	(2)	(2)	(1)			
(ワンヘルス推進調査特 別委員会)	(10)	(4)	(4)		(1)	(1)		
A								
B								
C								
合 計								
所属議員数		19	15	5	3	2	1	

議長・副議長の在任期間等に関する申し合わせ事項

平成 20 年 9 月 2 日
代表者会議決定

[沿革]令和 3 年 12 月 22 日 改正

- 1 議長、副議長の在任期間については、議長を 2 年以内、副議長を 1 年とし、令和 4 年 5 月の議長、副議長の改選から適用する。
- 2 議長に立候補する者は、在任予定期間を、その理由も含め明らかにするものとする。ただし、立候補の際に 1 年を在任予定期間として明らかにした場合には、その在任予定期間を超えた後の再度の立候補を妨げない。

三重県議会役員選出申し合わせ事項

平成 12 年 5 月 15 日決定

平成 20 年 5 月 13 日決定

平成 21 年 5 月 12 日改正

平成 30 年 5 月 16 日改正

令和 3 年 5 月 13 日改正

- 1 三重県議会における正副議長の選出については立候補制とし、重複立候補は認めない。
- 2 立候補の届出は、所定の届出用紙に、5 名以上の推薦者（署名）を添えて行い、正副議長選挙を行う本会議開催日の前日（前日が休日にあたる場合は、その前の休日でない日）の午前 10 時から午前 12 時までの間に所信表明会座長に届け出る。
- 3 所信表明会座長は、議員のうちから、代表者会議（又は各派世話人会）において選出する。
- 4 立候補者は、所信表明会で抱負、経緯などの所信を表明する。
- 5 所信表明会は、立候補届出日の午後 1 時 30 分から全員協議会室で行い、進行は所信表明会座長があたる。
所信表明会の持ち時間は、一人 5 分程度とし、立候補者一人に対する質疑は、答弁を含めて 15 分程度とする。
- 6 所信表明会は公開とする。
- 7 所信表明の順序は届出順に、くじ引きを行い、決定する。

令和7年度 議会議員から選出される役員
(正副議長・各常任委員会別)

議	長	1~3
副	議長	4
総務地域連携交通	常任委員長・委員	5
政策企画雇用経済観光	常任委員長・委員	なし
環境生活農林水産	常任委員長・委員	6
医療保健子ども福祉	病院常任委員長・委員	7
防災県土整備企業	常任委員長・委員	8
教育警察	常任委員長・委員	なし

議長を充て職とする各種団体等

23団体

(1/3)

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
県民功労者選考委員会	委員	実施 要領	総務部 総務課	要領で 指定	委員 4	委員 1	4	議長	
中部圏開発整備地方協議会	委員	法律	政策企画部 政策提言・広域連携課	法律で 規定	委員 40	委員 1	—	議長	
中部国際空港第二滑走路 建設促進期成同盟会	会員	規約	地域連携・交通部 広域交通・リニア推進課	規約で 規定	会員 43	会員 1	—	議長	
関西国際空港 全体構想促進協議会	会員	規約	地域連携・交通部 広域交通・リニア推進課	規約で 規定	構成団体 87	会員 1	—	議長	
リニア中央新幹線 建設促進三重県期成同盟会	顧問	規約	地域連携・交通部 広域交通・リニア推進課	慣例	顧問 12 特別会員 74	顧問 1 特別会員 44	—	議長 議員(議長含む)	
リニア中央新幹線 建設促進期成同盟会(全国)	理事	規約	地域連携・交通部 広域交通・リニア推進課	慣例	顧問 199 理事 121	理事 2	2	議長 総務地域連携交通常任委員長	
三重県鉄道網整備 促進期成同盟会	顧問	規約	地域連携・交通部 交通政策課	慣例	顧問 11	顧問 2	—	議長 総務地域連携交通常任委員長	
全国鉄道整備促進協議会	顧問	規約	地域連携・交通部 交通政策課	慣例	顧問 17	顧問 1	—	議長	
伊勢湾口道路建設 促進期成同盟会	顧問	規約	地域連携・交通部 広域交通・リニア推進課	慣例	顧問 31 特別会員 127	顧問 1 特別会員 28	—	議長 津市、伊勢市・鳥羽市、松阪市、 名張市、東紀州、志摩市、伊賀 市、多気郡、度会郡 選出議員	
東海南海連絡道 建設推進期成同盟会	顧問	規約	地域連携・交通部 広域交通・リニア推進課	慣例	顧問 11 特別会員 47	顧問 1 特別会員 28	—	議長 津市、伊勢市・鳥羽市、松阪市、 名張市、東紀州、志摩市、伊賀 市、多気郡、度会郡 選出議員	
東海南海交流会議	顧問	規約	地域連携・交通部 広域交通・リニア推進課	慣例	顧問 17	顧問 1	—	議長	

議長を充て職とする各種団体等

(2/3)

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
県営名古屋空港協議会	顧問	規約	地域連携・交通部 広域交通・リニア推進課	慣例	顧問 11	顧問 1	—	議長	
三重県競技力向上対策本部	委員	規約	地域連携・交通部 スポーツ推進局 競技力向上対策課	規約で 規定	委員 18	委員 1	—	議長	
新名神高速道路 建設促進期成同盟会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 64	顧問 23	—	議長 副議長 防災県土整備企業常任委員長 四日市市、桑名市・桑名郡、鈴鹿 市、亀山市、いなべ市・員弁郡、 三重郡 選出議員	
三重県港湾審議会	委員	法律・ 条例	県土整備部 港湾・海岸課	条例で 規定	委員 14	委員 2	2	議長 防災県土整備企業常任委員	
東海環状道路 建設促進期成同盟会	会員	規約	県土整備部 道路企画課	規約で 規定	会員 29	会員 1	—	議長	
東海北陸自動車道 建設促進同盟会	会員	会則	県土整備部 道路企画課	会則で 規定	会員 54	会員 1	—	議長	
紀勢自動車道 建設促進三重県期成同盟会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 19	顧問 10	—	議長 総務地域連携交通常任委員長 防災県土整備企業常任委員長 東紀州、多気郡、度会郡 選出 議員	
全国高速道路建設協議会	理事	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	理事 89	理事 1	2	議長	

議長を充て職とする各種団体等

(3/3)

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
新名神高速道路 三重・滋賀建設促進県民協 議会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 58	顧問 22	—	議長 防災県土整備企業常任委員長 四日市市、桑名市・桑名郡、鈴鹿 市、亀山市、いなべ市・員弁郡、 三重郡 選出議員	
(公社)三重県防犯協会連合 会	顧問	定款	警察本部 生活安全企画課	慣例	役員 顧問 参与 13 3 2	顧問 1	—	議長	
四日市港利用促進協議会	顧問	規約	四日市港管理組合 振興課	慣例	役員 顧問 39 31	顧問 1	—	議長	
第44回全国豊かな海づくり大 会三重県実行委員会	顧問	会則	農林水産部全国豊かな海 づくり大会推進プロジェク トチーム	会則で 規定	委員 監事 顧問 参与 63 2 4 21	顧問 2	—	議長 環境生活農林水産常任委員長	

副議長を充て職とする各種団体等

1 団体

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
新名神高速道路 建設促進期成同盟会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 64	顧問 23	—	議長 副議長 防災県土整備企業常任委員長 四日市市、桑名市・桑名郡、鈴鹿 市、亀山市、いなべ市・員弁郡、 三重郡 選出議員	

委員長を充て職とする各種団体等

3 団体

総務地域連携交通常任委員長

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
リニア中央新幹線 建設促進期成同盟会(全国)	理事	規約	地域連携・交通部 広域交通・リニア推進課	慣例	顧問 199 理事 121	理事 2	2	議長 総務地域連携交通常任委員長	
三重県鉄道網整備 促進期成同盟会	顧問	規約	地域連携・交通部 交通政策課	慣例	顧問 11	顧問 2	—	議長 総務地域連携交通常任委員長	
紀勢自動車道 建設促進三重県期成同盟会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 19	顧問 10	—	議長 総務地域連携交通常任委員長 防災県土整備企業常任委員長 東紀州、多気郡、度会郡 選出議員	

39

役職員が委員会から選出される各種団体等

0 団体

総務地域連携交通常任委員

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
(該当なし)									

委員長を充て職とする各種団体等

1団体

環境生活農林水産常任委員長

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
第44回全国豊かな海づくり大会三重県実行委員会	顧問	会則	農林水産部全国豊かな海づくり大会推進プロジェクトチーム	会則で規定	委員 63 監事 2 顧問 4 参与 21	顧問 2		議長 環境生活農林水産常任委員長	

役職員が委員会から選出される各種団体等

0団体

環境生活農林水産常任委員

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
(該当なし)									

委員長を充て職とする各種団体等

0 団体

医療保健子ども福祉病院常任委員長

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
(該当なし)									

役職員が委員会から選出される各種団体等

1 団体

医療保健子ども福祉病院常任委員会

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
三重県社会福祉審議会	委員	法律	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課	法律で 規定	委員 20	委員 1	3	医療保健子ども福祉病院常任委員	

委員長を充て職とする各種団体等

3 団体

防災県土整備企業常任委員長

名 称	役職名	設置根拠	担 当 課	充て職と定めた理由	構成委員数(人)	議員選出数(人)	任期(年)	充 職 名	備 考
新名神高速道路 建設促進期成同盟会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 64	顧問 23	—	議長 副議長 防災県土整備企業常任委員長 四日市市、桑名市・桑名郡、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市・員弁郡、三重郡 選出議員	
紀勢自動車道 建設促進三重県期成同盟会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 19	顧問 10	—	議長 総務地域連携交通常任委員長 防災県土整備企業常任委員長 東紀州、多気郡、度会郡 選出議員	
新名神高速道路 三重・滋賀建設促進県民協議会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 58	顧問 22	—	議長 防災県土整備企業常任委員長 四日市市、桑名市・桑名郡、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市・員弁郡、三重郡 選出議員	

役職員が委員会から選出される各種団体等

1 団体

防災県土整備企業常任委員会

名 称	役職名	設置根拠	担 当 課	充て職と定めた理由	構成委員数(人)	議員選出数(人)	任期(年)	充 職 名	備 考
三重県港湾審議会	委員	法律・ 条例	県土整備部 港湾・海岸課	条例で 規定	委員 14	委員 2	2	議長 防災県土整備企業常任委員	

行政部門別常任委員会の委員長について

平成25年 5月14日 代表者会議決定
令和 3年 5月13日 代表者会議改正

(委員長)

行政部門別常任委員会の委員長は、過去に当該委員会に属したことがある委員等を充てるように努める。

ただし、過去に行政部門別常任委員会の委員長を務めた者はこの限りでない。

なお、平成 23 年 5 月 9 日各派世話人会決定「行政部門別常任委員会の委員長及び副委員長について」は廃止する。

監査委員である議員の議会役員就任についての議会運営委員会の申合せ事項

〔平成14年5月7日 議会運営委員会決定〕

〔沿革〕平成19年3月13日改正

監査委員である議員については、常任委員会委員及び特別委員会委員以外の議会の各種役員に就任しないこととする。

三重県議会から選出する四日市港管理組合議会議員の 在任期間に係る申合せ

平成21年2月2日
代表者会議 決定

三重県議会から選出する四日市港管理組合議会議員の在任期間については、下記のとおりとし、平成21年5月の組合議会議員の補欠選挙から適用する。

ただし、平成21年5月の補欠選挙において選出する5人のうち2人は2年、3人は1年とする。

記

三重県議会から選出する四日市港管理組合議会議員の在任期間については、三重県議会議員一般選挙後の最初の組合議会議員選挙において選出する5人のうち2人は2年、3人は1年とし、2年目の補欠選挙において選出する3人のうち2人は2年、1人は1年とし、3年目の補欠選挙において選出する3人のうち2人は2年、1人は1年とし、4年目の補欠選挙において選出する3人は1年とする。

なお、組合議会議員が在任期間中に欠けたときは、後任者の在任期間は、前任者の残任期間とする。

〔参 考〕

1年目	A議員	B議員	C議員	D議員	E議員
2年目	A議員	B議員	F議員	G議員	H議員
3年目	I議員	J議員	F議員	G議員	K議員
4年目	I議員	J議員	L議員	M議員	N議員

※〔参考〕令和元年度～令和6年度の状況

令和元年度	喜田議員	山崎議員	下野議員 (議長)	山内議員	山本(里) 議員
令和2年度	喜田議員	山崎議員	杉本議員	長田議員	小林(正) 議員(議長)
令和3年度	平畑議員	石田議員	杉本議員 (議長)	長田議員	野口議員
令和4年度	平畑議員	石田議員 (議長)	田中(智) 議員	倉本議員	中嶋議員
令和5年度	川口議員	野口議員	山崎議員	小島議員 (議長)	東議員
令和6年度	川口議員	野口議員 (議長)	芳野議員	谷川議員	松浦議員
令和7年度			芳野議員	谷川議員	

1 監査委員の選出数と定数について

	選出すべき議員数	配分数					
		新政みえ	自由民主党	自民党県議団	草莽	公明党	日本共産党
監査委員	2						
所属議員数		19	15	5	3	2	1

2 四日市港管理組合議会議員の選出数と配分について

	選出すべき議員数	配分数					
		新政みえ	自由民主党	自民党県議団	草莽	公明党	日本共産党
四日市港管理組合議会議員	2(2年任期)						
	1(1年任期)						
所属議員数		19	15	5	3	2	1

3 各種審議会委員の選出数と配分について

	選出すべき委員数	配分数					
		新政みえ	自由民主党	自民党県議団	草莽	公明党	日本共産党
環境審議会	3						
都市計画審議会	6						
所属議員数		19	15	5	3	2	1

広聴広報会議 会派別構成

(座長を除く)

年度	会派別委員数(()内は会派人数)						計	定数		
24	新政みえ	3 (24)	自民みらい	3 (21)	鷹山	1 (3)	公明党	1 (2)	9	座長を除き10人以内
	みんなの党	1 (1)								
25	新政みえ	3 (24)	自民みらい	3 (20)	鷹山	1 (3)	公明党	1 (2)	9	
	みんなの党	1 (1)								
26	新政みえ	3 (23)	自民みらい	3 (20)	鷹山	1 (3)	公明党	1 (1)	10 ※	
	能動	1 (1)	新しい翼	1 (1)						
27	新政みえ	4 (23)	自民党	3 (18)	鷹山	1 (3)	公明党	1 (2)	10	
	日本共産党	0 (2)	能動	1 (1)	大志	0 (1)	草の根運動みえ	0 (1)		
28	新政みえ	4 (21)	自民党	3 (17)	鷹山	1 (3)	公明党	1 (2)	10	
	日本共産党	0 (2)	能動	1 (1)	大志	0 (1)	草の根運動いが	0 (1)		
29	新政みえ	4 (21)	自民党	3 (17)	鷹山	0 (3)	公明党	0 (2)	10	
	日本共産党	1 (2)	能動	0 (1)	大志	1 (1)	草の根運動いが	0 (1)		
	青峰	1 (1)								
平成30	新政みえ	4 (18)	自由民主党 県議団	3 (12)	自民党	(5)	能動	(3)	10	
	鷹山	(3)	公明党	(2)	日本共産党	1 (2)	大志	1 (1)		
	草の根運動いが	(1)	青峰	1 (1)						
令和元	新政みえ	4 (21)	自由民主党 県議団	3 (15)	草莽	1 (6)	自民党	(5)	10	
	公明党	1 (2)	日本共産党	(1)	草の根運動 いが	1 (1)				
令和2	新政みえ	4 (21)	自由民主党 県議団	3 (15)	自民党	(5)	草莽	1 (5)	10	
	公明党	1 (2)	日本共産党	(1)	草の根運動 いが	1 (1)				
令和3	新政みえ	4 (20)	自由民主党	2 (19)	草莽	1 (6)	公明党	(2)	8 ※	
	日本共産党	1 (1)	草の根運動 いが	(1)						
令和4	新政みえ	4 (20)	自由民主党	3 (19)	草莽	1 (6)	公明党	(2)	9	
	日本共産党	1 (1)	草の根運動 いが	(1)						
令和5	新政みえ	4 (21)	自由民主党	3 (19)	草莽	1 (4)	公明党	(2)	9	
	草の根運動 いが	(1)	日本共産党	1 (1)						
令和6	自由民主党	3 (20)	新政みえ	4 (19)	草莽	1 (3)	公明党	(2)	9	
	日本共産党	1 (1)								
令和7	新政みえ	(19)	自由民主党	(15)	自民党県議団	(5)	草莽	(3)		
	公明党	(2)	日本共産党	(1)						

※H26年度は、H27年1月19日以降の状況を記載(この日から能動の1人が委員に加わった。)

※R3年度は、R4年3月24日以降の状況を記載(この日から自由民主党の1人が欠員となった。)

議会改革推進会議役員の構成の推移

<令和3年5月18日選出～（2年任期）>

会派 (構成人数) 規約上	新政 みえ (21人)	自由 民主党 県議団 (15人)	自民党 (5人)	草莽 (5人)	公明党 (2人)	日本 共産党 (1人)	草の根 運動 いが (1人)	計
会 長 : 1	1							1
副会長 : 2	1	1						2
幹事長 : 1		1						1
幹事 : 若干名	2	1	1	1	1		1	7
監 事 : 2	1	1						2
合 計	5	4	1	1	1		1	13

<令和5年5月12日選出～（2年任期）>

会派 (構成人数) 規約上	新政 みえ (21人)	自由 民主党 (19人)	草莽 (4人)	公明党 (2人)	草の根 運動 いが (1人)	日本 共産党 (1人)	計
会 長 : 1	1						
副会長 : 2	1	1					
幹事長 : 1		1					
幹事 : 若干名	2	2		1	1		
監 事 : 2	1	1					
合 計	5	5		1	1		12

<令和7年5月16日選出～（2年任期）>

会派 (構成人数) 規約上	新政 みえ (19人)	自由 民主党 (15人)	自民党 県議団 (5人)	草莽 (3人)	公明党 (2人)	日本 共産党 (1人)	計
会 長 : 1							
副会長 : 2							
幹事長 : 1							
幹事 : 若干名							
監 事 : 2							
合 計							

※会派の名称及び構成人数は選出時点で記載しています。